



日田市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 前津江振興局

措置の内容 : 別紙のとおり

令和3年6月29日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【前津江振興局】</p> <p>○「中山間地域等直接支払交付金」について</p> <p>日田市では中山間地域等直接支払交付金の交付事務が行われており、当該交付金については国の実施要領に所得要件があることから、交付対象者となる者を確認するために、所得に関する閲覧及び関係機関への照会を承諾する「農業所得の確認に関する承諾書」の整備を必要としているが、「農業所得の確認に関する承諾書」の添付がないものなど承諾の確認がとれないものが散見された。</p> <p>今後は、中山間地域等直接支払交付金実施要領に則った書類の整備に努められたい。</p>	<p>【前津江振興局】</p> <p>中山間地域等直接支払交付金につきましては、国の実施要領第6に交付金の交付の対象となる者が明記され、また同要領の運用第7の4(3)において、交付対象者に係る農業所得を確認することとなっております。</p> <p>このことから、交付申請書について、所得に関する閲覧書類の閲覧及び関係機関への照会を承諾する「農業所得の確認に関する承諾書」を添付するよう定めておりますが、今回ご指摘のとおり、集落協定の相手方から提出のありました申請書の一部に承諾書の添付漏れや、承諾印又はサインがないものがありました。</p> <p>これらの原因は、必要書類の確認不足によるものでございます。</p> <p>早速、書類の不備については是正したところであり、今後は書類の確認を複数人で行うことを徹底し、要領に則った適正な事務処理を行ってまいります。</p>